

第26号議案

志木市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

志木市子育て支援センター条例（平成13年志木市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表志木市西原子育て支援センターの項を削る。

第4条第1項中「及び志木市西原子育て支援センター」を削り、同項第2号を次のように改める。

（2）土曜日（毎月の第2土曜日及び第4土曜日を除く。）

第5条第1項中「及び志木市西原子育て支援センター」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

志木市長 香川武文

提 案 理 由

志木市西原子育て支援センターを廃止したいので、地方自治法第244条の2第1項の規定により、この案を提出するものである。